

令和7年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領

令和7年3月24日
内閣府官民人材交流副センター長決定

民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施について（平成25年8月26日内閣府官民人材交流センター長決定）に基づき、令和7年度において再就職支援を実施するため必要な事項を以下のとおり定める。

1 再就職支援の内容

国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第8条の2第1項に規定する早期退職希望者の募集（以下「早期退職希望者の募集」という。）に応じて応募認定退職をする者の再就職活動を支援するため、民間の再就職支援会社（以下「支援会社」という。）を活用して、次に掲げる再就職支援を受けることができるようにする。

なお、再就職先が決定した後又は起業が決定した後に受けることができる支援メニューは、再就職支援の対象者（以下「支援対象者」という。）の責に帰することができない事由により再就職先の内定が取り消された等のやむを得ない事情がある場合を除き、定着支援のみとする。

(1) 再就職型支援

（支援メニュー）

- ① 個別キャリアコンサルティング
- ② 再就職先の紹介・マッチング
- ③ 各種セミナー
- ④ 応募・面接対応、応募支援等
- ⑤ その他
- ⑥ 再就職後の定着支援

(2) 起業型支援

（支援メニュー）

- ① 個別キャリアコンサルティング
- ② 事業計画の作成支援
- ③ 各種セミナー
- ④ 資金調達支援、許認可・法人等設立支援
- ⑤ その他
- ⑥ 起業後の定着支援

2 再就職支援の期間

再就職支援の実施期間（以下「支援期間」という。）は、支援対象者ごとに、再就

職支援を開始してから1年間、6か月間又は3か月間のいずれかとする。

※1 支援期間を1年間とする場合を1年コース、6か月間とする場合を6か月コース、3か月間とする場合を3か月コースという。

※2 支援期間が年度をまたぐ場合であっても、再就職支援は同一の支援会社により継続して提供されるようにする。

3 支援対象者の範囲

支援対象者としてすることができる者は、次に掲げる者（本府省（注）局長級以上の職（国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「国家公務員法」という。）第106条の4第3項又は自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「自衛隊法」という。）第65条の4第3項に規定する職をいう。）に就いている者又は当該職に就いていた者を除く。）とする。ただし、④に掲げる者については、復帰予定府省（注）の職員等（注）に復帰するまでは、再就職先の紹介・マッチング及び応募・面接対応、応募支援等（1(1)再就職型支援の②及び④をいう。）を受けることができない。

①応募認定退職をした者（以下「退職者」という。）

②早期退職希望者の募集に応募して退職手当法第8条の2第5項に規定する認定（以下「認定」という。）を受けた職員等（以下「認定応募者」という。）

③早期退職希望者の募集を開始した後であって、当該募集に応じて応募認定退職をすることが確実であると所属府省（注）が判断する職員等（以下「認定予定職員」という。）

④早期退職希望者の募集を開始した後であって、当該募集に応じて応募認定退職をすることが確実であると復帰予定府省が判断する現役出向者（注）（以下「認定予定出向者」という。）

※1 特定地方警務官については、支援対象としない。

※2 ①～④に該当する者であっても、再就職支援を受けるに当たっての遵守すべき事項の遵守に同意（「4(2)支援対象者の選定」参照）しない者は、支援対象としない。

上記に加え、支援会社との支援開始手続き時に、利用に当たっての遵守事項を確認、同意する必要がある。

※3 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員については、その所管府省が、それぞれの4(1)の府省支援枠の範囲内で支援対象とすることができる。

※4 応募認定退職をした日以降に再就職をしたことがある退職者は、支援対象としない。

※5 他府省への出向者に関しては、①出向先における身分が一般職の国家公務員又は隊員（特別職の国家公務員）である場合には、出向元府省は当該出向者を認定予定職員に準じた扱いとすることができ、②出向先における身分が特別職の国家公務員（隊員を除く。）である場合には、認定予定出向者となる。

(注) 用語について

府省：内閣官房（内閣法制局その他内閣所属部局を含む。）、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、各省及び会計検査院をいう。

復帰予定府省：出向中の支援対象者が出向期間終了後、復帰を予定している府省

所属府省：支援対象者の在籍府省（恒常的に人事管理を行っている府省、復帰予定府省を含む。）、支援対象者が退職していた場合は元在籍府省をいう。

職員等：国家公務員法第2条第4項に規定する職員及び自衛隊法第65条の3第2項第4号に規定する一般定年等隊員をいう。

現役出向者：任命権者の要請に応じ、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）、地方公務員、退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等職員又は同法第8条第1項に規定する独立行政法人等役員（以下「特別職国家公務員等」という。）となるため退職手当の支給を受けることなく退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職している者のうち、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されているものをいう。

4 再就職支援の実施

(1) 府省支援枠の割振り

官民人材交流センター（以下「センター」という。）は、府省ごとに再就職支援を受けさせることができる人数の目安（以下「府省支援枠」という。）を年度ごとに割り振る。なお、センターは、各府省における早期退職希望者の募集の状況等により、府省支援枠を変更することができる。

(2) 支援対象者の選定

各府省は、再就職支援を受けたいことを希望する者が、再就職支援を受け始めることを希望する日（以下「支援開始希望日」という。）において、3で掲げた支援対象者の範囲として定める①から④のいずれかの区分に該当する場合、当該区分に応じて、府省支援枠の範囲内で支援対象者を選定する。

所属府省は、支援対象者として選定した者の意向を聴取し、支援期間について1年コース、6か月コース、3か月コースの別を決定するとともに、当該者にセンター長宛て同意書の提出を求める。

〔同意書（様式1）〕

※ 各府省は、実施する個別の早期退職希望者の募集ごとに、支援対象者を選定するに当たり、その区分が、①退職者、②認定応募者、③認定予定職員、④認定予定出向者の順に、同一の区分になる者の中では年齢の若い者を優先することを基本とし、各府省における人事管理上の要請等も勘案して、具体的な支援対象者を選定する。

(3) 支援対象者の通知

所属府省は、支援対象者に選定した者が支援開始希望日の10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は、算入しない。）以上前に、当該者を支援対象者に選定したことをセンターに通知するとともに、支援対象者から提出された同意書（様式1）を添付する。

〔再就職支援の依頼通知（様式2）〕

※ 令和7年度において支援開始希望日とすることができる日は、令和7年4月1日又はセンターが支援会社と契約した日のいずれか遅い日から令和8年3月31日までとし、支援会社の営業日に限ることとする。

※ 退職者としての区分で支援対象者に選定した者にあつては、支援開始希望日は、退職手当法第8条の2第8項第3号に規定する退職すべき期日（以下「退職すべき期日」という。）から2か月以内の日とする。

(4) 利用承認及び利用承認証の発行・送付

センターは、所属府省から通知された者について、再就職支援を受けることが適当な者を支援対象者として承認し、再就職支援を受けることができることを証する書面（以下「利用承認証」という。）を発行し、支援開始希望日以前に当該者に送付する。

〔利用承認証（様式3-1：退職者としての区分の場合、様式3-2：認定応募者としての区分又は認定予定職員としての区分の場合、様式3-3：認定予定出向者としての区分の場合）〕

※ センターは、利用承認証を発行したときは、その整理番号を支援会社に通知する。

(5) 再就職支援の開始

支援対象者として承認された者は、支援開始希望日から利用承認証に記載の提出期限までに希望した支援拠点に原則赴いた上で所定欄に署名等をした利用承認証を支援会社に提出し、支援会社から再就職支援を利用するに当たっての遵守事項（求職活動全般についての報告義務等）の説明を受け、その内容について同意する旨を表明する等の手続きを経ることにより、再就職支援を受けることができる。

なお、再就職支援を受け始める日までに再就職をしていた場合は、再就職支援を受けることができない。

※1 提出期限は、支援開始希望日よりおおむね2週間後の日をセンターが設定する。ただし、提出期限設定後、支援対象者から、やむを得ない事情により提出期限内に上記手続きをすることが困難である旨の申出があった場合、センターは提出期限を再設定することができる。

〔利用承認証提出期限再設定の申出書（様式4）、利用承認証提出期限再設定の申出に対する結果通知（様式5-1：再設定を認める場合、様式5-2：

再設定を認めない場合、様式5-3：支援会社への通知))]

※2 令和7年度において支援対象者に承認された者は、令和8年3月31日まで利用承認証を支援会社に提出する。

※3 支援会社は、利用承認証を受け付けるときは、支援対象者から提出された利用承認証上の整理番号とセンターから通知された整理番号を確認する。

※4 支援対象者が利用承認証記載の提出期限までに利用承認証を支援会社に提出しない場合又は再就職支援を受け始める日までに再就職をしていた場合、センターは当該支援対象者に対する利用承認の取消しを行う。

〔再就職支援の取消し通知（様式6-1：所属府省への通知、様式6-2：支援対象者への通知、様式6-3：支援会社への通知）〕

(6) 在職中に再就職支援を開始した者の官職の異動の通知

認定応募者、認定予定職員又は認定予定出向者の区分の支援対象者は、支援を受け始めた日から退職するまでの間に官職の異動があったときには、速やかにそのことを支援会社に通知する。

〔官職の異動通知書（様式7）〕

(7) 認定予定出向者の区分の支援対象者の職員等への復帰の通知

復帰予定府省は、認定予定出向者の区分の支援対象者を当該府省の職員等に復帰させたときには、復帰させた日から2週間以内にそのことをセンターに通知する。

〔認定予定出向者の職員等への復帰通知（様式8）〕

認定予定出向者の区分の支援対象者は、復帰予定府省に復帰した後、速やかにその旨を支援会社に申し出る。支援会社は、センターに事実関係を確認の上、1(1)再就職型支援に掲げる支援メニューのうち、②再就職先の紹介・マッチング及び④応募・面接対応、応募支援等についても支援を開始する。

〔職員への復帰申出書（様式9）〕

(8) 在職中の求職の規制の遵守

支援対象者は、在職中に再就職活動を行う場合、国家公務員法第106条の3第1項又は自衛隊法第65条の3第1項に規定する在職中の求職の規制を遵守することとする。

また、支援会社は、支援対象者が国家公務員法第106条の3第1項又は自衛隊法第65条の3第1項に規定する在職中の求職の規制に違反することのないように再就職支援を行う。

支援会社が支援対象者に紹介する予定の企業等が、国家公務員法第106条の3第1項又は自衛隊法第65条の3第1項に規定する利害関係企業等に該当するかどうかの確認は、支援対象者（認定予定出向者の区分の支援対象者にあつては、復帰予定府省の職員等に復帰した後に限る。）及び支援会社が行い、支援会社はその

結果をセンターに提出する。提出を受けたセンターは、当該結果が支援会社では該当性を判断できない旨の内容であった場合又は支援会社の確認内容に疑義がある場合、所属府省に問い合わせを行う。

〔支援会社からセンターへの利害関係企業等該当性の確認結果（様式10）、センターから所属府省への利害関係企業等該当性の確認依頼（様式11）、所属府省における利害関係企業等該当性の確認票（様式12）、所属府省からセンターへの利害関係企業等該当性の確認結果の回答（様式13）、センターから支援会社への利害関係企業等該当性の確認結果の回答（様式14）〕

(9) 応募認定退職の状況の通知

所属府省は、支援対象者が在職中から支援を受けている場合及び在職中に退職者の区分の支援対象者として承認された場合、当該支援対象者が応募認定退職をしたかどうかについて、退職すべき期日から2週間以内にセンターに通知する。

〔支援対象者の応募認定退職の状況通知（様式15-1：応募認定退職をした場合、様式15-2：応募認定退職をしなかった場合、様式15-3：応募認定退職をすることができなくなった場合）〕

※ 所属府省は、次の表の左欄に掲げる場合に該当することとなった場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる日から2週間以内に、その旨をセンターに通知する。

認定応募者の区分の支援対象者が退職手当法第8条の2第8項第1号又は第4号に該当することにより認定が効力を失った場合	認定が効力を失った日
認定予定職員又は認定予定出向者の区分の支援対象者が同条第5項第2号又は第3号に該当することにより認定をすることができなくなった場合	認定をすることができなくなった日
在職中から支援を受けている支援対象者が退職すべき期日前に退職した場合	退職した日
在職中から支援を受けている支援対象者が退職すべき期日以前に死亡した場合	死亡した日

(10) 支援期間の変更

次に掲げる場合において、支援期間の変更を行うことができる。

① 1年コース及び6か月コース

支援対象者がやむを得ない事情により再就職支援を受け続けることが困難となった場合において、支援対象者の申出を受けてセンターが適当と認めるときは、1年コースを6か月コースに、6か月コースを3か月コースに変更することができる。

支援対象者は、1年コースの場合は再就職支援の開始後5か月以内に、6か月コースの場合は再就職支援の開始後2か月以内に、申出を行うものとする。

※ 応募認定退職前の支援期間の変更は原則として認めない。

② 3か月コース

支援対象者が支援期間内に再就職先又は起業が決まる見込みがない場合において、支援対象者の申出を受けてセンターが適当と認めるときは、3か月コースを6か月コースに変更することができる。

支援対象者は、再就職支援の開始後2か月以内に、申出を行うものとする。
〔支援期間の変更の申出書(様式16)、支援期間の変更の申出に対する結果通知(様式17-1:変更を認める場合、様式17-2:変更を認めない場合、様式17-3:支援会社への通知)〕

(11) 再就職支援の一時中断

支援対象者が病気となった場合、又はその家族の介護が必要となった場合などにおいて、支援対象者の申出を受けてセンターが適当と認める場合、再就職支援を一時中断することができる。なお、再就職支援を一時中断しても、支援期間の末日が令和9年3月31日を超えることはない。

〔再就職支援の一時中断の申出書(様式18)、再就職支援の一時中断の申出に対する結果通知(様式19-1:中断を認める場合、様式19-2:中断を認めない場合、様式19-3:支援会社への通知)〕

(12) 再就職支援の終了

支援対象者に対する再就職支援は、支援期間の末日が経過したときに終了する。

なお、センターは次に掲げる場合、支援期間の末日の経過前であっても再就職支援を終了させることができる。

- ① 認定応募者の区分の支援対象者が退職手当法第8条の2第8項第1号又は第4号に該当することにより認定が効力を失ったとき
- ② 認定予定職員又は認定予定出向者の区分の支援対象者が同条第5項第2号又は第3号に該当することにより認定をすることができなくなったとき
- ③ 支援対象者が再就職支援を受ける際に不適切な行為を行ったとき
- ④ その他センターが再就職支援を継続させることがふさわしくないと認めるとき
〔再就職支援の終了通知(様式20-1:支援対象者への通知、様式20-2:支援会社への通知)〕

5 応募認定退職をしなかった場合の費用の償還

(1) 費用の償還

再就職支援は応募認定退職をすることを前提としており、在職中から再就職支援を受けた支援対象者が結果として応募認定退職をしなかった場合、当該前提を欠くこととなるため、当該支援対象者に対し再就職支援に要した費用に相当する

額の償還を求めるとともに、所属府省にもその旨を通知する。

このため、4(2)のとおり、所属府省は支援対象者に対して応募認定退職をしなかった場合における費用の償還を確約することなどを内容とするセンター宛ての同意書の提出を求める。

〔費用の償還通知(様式21-1:支援対象者への通知、様式21-2:所属府省への通知)、費用の寄附申立書(様式22)、寄附の申立ての受諾通知(様式23)〕

(2) 償還の免除

在職中から支援を受けている支援対象者が退職すべき期日以前に死亡した場合、又は在職中から支援を受けている支援対象者及びその所属府省のみの責によらない事由で応募認定退職をしないこととなった場合(災害対応など緊急の必要のため応募認定退職をしないこととなった場合等)には、費用の償還の義務を負う支援対象者又はその所属府省の申出を受けてセンターが適当と認めるときは、費用の償還を免除することができる。

〔費用の償還の免除の申出書:支援対象者又はその所属府省用(様式24)、免除の申出に対する結果通知(様式25-1:免除を認める場合、様式25-2:免除を認めない場合)〕

6 再就職先として不適切な企業等

次に掲げる法人その他の団体(以下「企業等」という。)への再就職支援を、支援対象者に対して行わない。

当該企業等に該当するかどうかの確認は、支援会社が報道等をもとに行い、その結果をセンターに提出する(様式自由)。

提出を受けたセンターは、次に掲げる③への該当性に関する確認内容に疑義が生じた場合、所属府省に問い合わせを行う。

〔センターから所属府省への自主規制企業等該当性の確認依頼(様式26)、所属府省からセンターへの自主規制企業等該当性の確認結果通知(様式27)、センターから支援会社への自主規制企業等該当性の確認結果の連絡(様式28)〕

- ①その役員等(取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、支配人、理事若しくは監事又はこれらの者であった者をいう。以下同じ。)が企業等の業務に関し公契約関係競売等妨害罪(刑法(明治40年法律第45号。以下「刑法」という。)第96条の6)、贈賄罪(刑法第198条)その他センターが定める罪を犯した場合における当該企業等
- ②公務員(公務員になろうとする者及び公務員であった者を含む。以下同じ。)が収賄罪(刑法第197条から第197条の4まで)を犯した場合において、その役員等が企業等の業務に関し当該公務員に対して賄賂を供与し、又はその約束をしていた場合における当該企業等
- ③各府省において、その職員等が再就職することを自主規制している企業等がある

場合における当該企業等

- ※1 ①及び②における罪を犯した場合とは、支援対象者が当該企業に応募等した日以前2年間に、当該罪に当たる事件について公訴を提起され、又は有罪の判決を受けていた場合とする。ただし、無罪の判決、免訴の判決、公訴を棄却する決定又は判決が確定した場合、刑の執行が終わった場合は、この限りでない。
- ※2 「9 本実施要領による再就職支援の適用対象」に定める期間中に、各府省は、③で示した職員等の再就職に係る自主規制を新たに実施若しくは廃止する場合又は当該規制の内容を変更する場合、センターに速やかに通知することとする。(様式自由)

7 再就職支援についての周知

支援対象者とすることができる者(「3 支援対象者の範囲」参照)のそれぞれが、再就職支援の存在及び内容をよく認識し、必要な場合に円滑に再就職支援を利用することができるよう、センター及び各府省は、職員等に対して再就職支援を周知する。

8 実施状況の公表

令和6年度における再就職支援の実施状況として、次の事項を公表する。

(1) 実施人数

令和6年度に再就職支援を開始した者の人数を公表する。

また、支援実施期間(令和5年度又は令和6年度に再就職支援を開始した者に係る再就職支援を実施する期間をいう。以下8において同じ。)内に再就職が決定し、当該再就職日が令和6年度に属する日(※1)である支援対象者(※2)の人数について、再就職支援を開始した年度ごとに区分して公表する。

(2) 再就職状況

支援実施期間内に再就職が決定し、当該再就職日が令和6年度に属する日(※1)である支援対象者(※2)については、その人数を府省ごとに本府省企画官相当職以上の者(職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第27条又は自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第87条の24に規定する官職に就いていた者をいう。以下同じ。)(※3)とそれ以外の者(本府省企画官相当職以上の官職に就いたことのない者をいう。以下同じ。)に区分して公表する。

また、再就職した支援対象者が本府省企画官相当職以上の者(※3)の場合は、氏名、退職時年齢、退職時官職、在職中における求職開始日、退職日、再就職日、再就職先及び再就職先での地位、それ以外の者の場合は、退職時所属部局及び再就職先を併せて公表する。

※1 令和5年度に再就職支援を開始した者で、支援実施期間の末日が令和6年度の10月以降である場合は、同日から半年以内の再就職日を含む。

※2 再就職先の紹介経緯や起業を含めた再就職の支援経過、受けた再就職支援

のメニューの利用状況を問わず、支援実施期間内に再就職先又は起業が決定し、その後、当該再就職先への再就職又は当該起業による再就職をした支援対象者をいう。

※3 一度でも本府省企画官相当職以上の官職に就いたことのある者は対象に含まれる。

9 本実施要領による再就職支援の適用対象

令和7年度中に再就職支援を開始する者に適用する。ただし、「8 実施状況の公表」については、令和5年度又は令和6年度に再就職支援を開始した者に適用する。

内閣府官民人材交流センター長 殿

同 意 書

民間の再就職支援会社による再就職支援を受けるに当たり、下記の事項を遵守し、履行することを、ここに同意いたします。

記

[遵守事項]

以下の5点の事項の遵守について同意する場合は、□欄に☑を付すこと。

- 支援利用開始までに再就職をした場合は本支援の利用ができないため、その旨を直ちに再就職支援会社若しくは内閣府官民人材交流センター(以下「センター」という。)に申し出ること。
- 自身が所属している(た)府省において、再就職することを自主規制している企業等がある場合、当該企業等に再就職しないこと。
- 支援期間中に再就職が決定した場合は、当該再就職先が再就職支援会社の紹介によるものか、また再就職の形態(企業等への再就職、独立起業)にかかわらず
 - (1) その詳細(再就職先名称、再就職先の所在地・連絡先、内定日、再就職(予定)日、職務内容、役職、就業形態、年収、勤務地、再就職に至った経緯、在職中における求職開始日等)について、再就職支援会社を通じてセンターに情報提供すること。
 - (2) センターが、再就職支援の実施状況についてホームページ等で公表(本府省企画官相当職以上経験者の場合は、氏名、退職時年齢、退職時官職、退職日、再就職日、再就職先及び再就職先での地位、在職中における求職開始日等、それ以外の者の場合は、退職時所属部局及び再就職先等)することを承知すると共に、再就職先に対して説明しておくこと。
- 在職中に再就職活動を行う場合は、職員にあつては国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の3、隊員にあつては自衛隊法(昭和29年法律第165号)第65条の3に規定する在職中の求職の規制を遵守する。また、再就職支援会社から紹介される企業等が利害関係企業等に当たるかどうか疑義が生じた場合には再就職支援会社はその旨を伝えること。(※)
- 在職中に再就職支援を受ける場合において、応募認定退職をしなかった場合には、裏面のとおり、国費により支弁された再就職支援に係る費用に相当する金額を、国庫へ自主的に納入(寄附)すること。(※)

令和 年 月 日

官職(役職等).....

氏 名.....

注: 官職及び氏名は自署願います。

(記入上の注意)「官職(役職等)」欄には、退職者の場合は退職(予定)時の所属府省名・所属部署名・職名を、出向中の場合は出向先の名称・所属部署名・職名を記入してください。また、自衛官(退職者を含む。)については階級を併せて記入してください。※がある項目は在職中の者のみ記入してください。

再就職支援費用の償還手続について

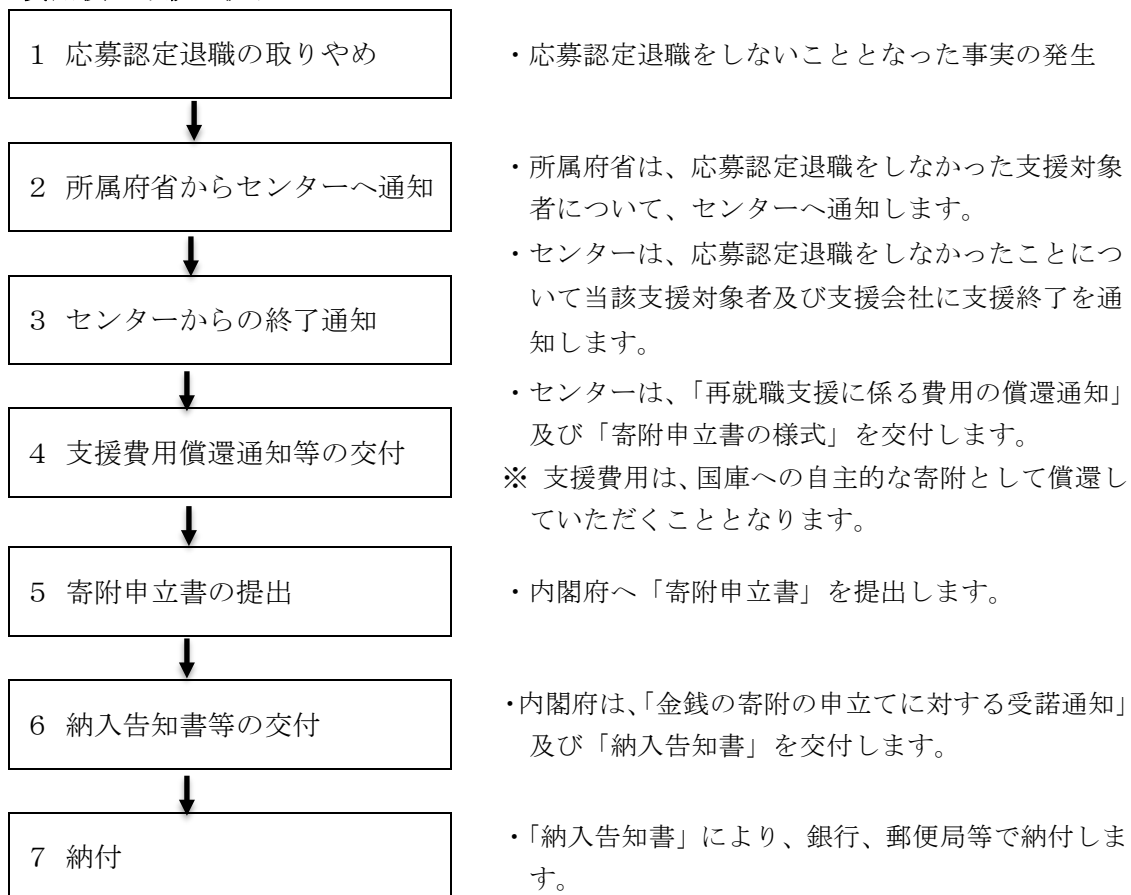
今回の再就職支援は、応募認定退職をすることを前提に実施するため、結果として応募認定退職をされなかった場合（認定が効力を失ったことなどにより応募認定退職をすることができなくなった場合を含みます。）には、御提出していただく同意書に基づいて、再就職支援費用（支援期間が1年間にあっては460,000円、6か月間にあっては310,000円、3か月間にあっては260,000円にそれぞれ消費税及び地方消費税相当額を加えた額）を償還していただく必要があります。費用償還手続の流れは次のとおりです。

なお、御自身及びその所属府省のみの責めに帰することのできない客観的事情（例えば、大規模な災害の発生など）があり、センターが適当と認める場合には、費用の償還が免除されますので、「再就職支援に係る費用の償還の免除申出書」によってセンターに申し出てください。

※ 支援期間が変更された場合は、変更後の支援期間に要する再就職支援費用が償還対象となります。

※ 費用の償還は、国の経理の都合上、本人から国庫への自主的な寄附として受け入れることとなりますので、あらかじめ御承知おき願います。

＜費用償還手続の流れ＞



様式 2 (再就職支援の依頼通知)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター総務課長 宛て

【各府省人事担当課長】
(公印省略)

再就職支援の依頼について (通知)

令和7年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領(令和7年3月24日内閣府官民人材交流副センター長決定)に基づき、支援対象者として下記の者を選定したので、再就職支援の提供を依頼します。

記

- 1 氏名(フリガナ) :
2 生年月日 :
3 官職(役職・階級) :

本省課長補佐級未満の職員

- 4 管理職職員への該当 : 該当する

〔適用された俸給表〕	〔職務の級〕	〔特別調整額〕
俸給表	級	
- 5 連絡先 :
6 区分 :
7 希望する支援コース :
8 支援開始希望日 :
9 退職すべき期日(期間) :
10 希望する支援拠点 :

(添付書類)
募集実施要項

※ 記入に当たっては裏面参照

様式 2 (再就職支援の依頼通知：裏面)

(記入上の注意)

- 1 「官職(役職・階級)」欄には、退職者の場合は退職(予定)時の所属府省名・所属部署名・職名を、出向中の場合は出向先の名称・所属部署名・職名を記入してください。自衛官(退職者を含む。)については階級を併せて記入してください。

また、本省課長補佐級未満の職員(職員の退職管理に関する政令第7条又は自衛隊法施行令第87条の7に規定する官職)に該当する場合には、□にチェックを入れてください。

- 2 「管理職職員への該当」欄には、管理職職員(職員の退職管理に関する政令第27条又は自衛隊法施行令第87条の24に規定する官職)に一度でも就いたことのある場合には、□にチェックを入れてください。

また、□にチェックを入れたかどうかに関わらず、以下の点線囲みに記載する職員(隊員を含む。)に就いたことがある場合には、その際(複数回該当する場合には一番高い時点)に①適用された俸給表、②職務の級及び③俸給の特別報酬額の有無(一種、二種、三種、四種、五種、なし)を記入してください。

行政職俸給表(一)7級以上の職員	医療職俸給表(二)7級以上の職員
専門行政職俸給表5級以上の職員	医療職俸給表(三)6級以上の職員
税務職俸給表7級以上の職員	福祉職俸給表6級以上の職員
公安職俸給表(一)8級以上の職員	指定職の職員
公安職俸給表(二)7級以上の職員	特定任期付職員
海事職俸給表(一)6級以上の職員	第一号任期付研究員
教育職俸給表(一)4級以上の職員	検事長、検事、副検事
研究職俸給表5級以上の職員	自衛隊教官俸給表2級の隊員
医療職俸給表(一)3級以上の職員	一等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の隊員

- 3 「連絡先」欄には、自宅の郵便番号、住所及び電話番号・携帯電話番号を記入してください。当該連絡先に再就職支援会社の「利用承認証」を送付しますので、確実に連絡がとれる連絡先を記入してください。

なお、退職による引っ越し等で、住所、電話番号等が変わると見込まれる場合は、例えば、「〇月〇日までは、以下の郵便番号・住所等、〇月〇日以降は、以下の郵便番号・住所等」といったように、確実に連絡がとれる連絡先を記入してください。

- 4 「区分」欄には、退職者、認定応募者、認定予定職員、認定予定出向者の別を記入してください。
- 5 「希望する支援コース」欄には、1年コース、6か月コース、3か月コースのいずれかを記入してください。
- 6 「希望する支援拠点」欄には、支援を受けることを希望する再就職支援会社の拠点を記入してください。
- 7 当該応募認定退職に係る募集実施要項を添付してください。

再就職支援サービス利用承認証

以下の者は、令和7年度再就職支援サービスの利用対象者であることを認めます。

内閣府官民人材交流センター審議官

氏名： _____ 生年月日：昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

退職時の所属府省名： _____

// 所属部署名 (例：〇〇局〇〇課)： _____

// 役職名又は階級名 (〇〇専門官、〇〇係長等)： _____

// 官名 (〇〇事務官、〇〇技官等)： _____

整理番号	
発行日	
支援開始希望日	
提出期限	
支援コース	
支援拠点	

※ 裏面に注意事項の記載がありますので、必ずお読みください。

<支援会社記入欄>

受付日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
拠点名	
受付者氏名	

<注意事項>

- 1 本証を受け取ったら、速やかに、必ず【支援会社名】の次の窓口に連絡し、利用開始手続の日程を調整してください。
〔連絡先 TEL〕〔電話番号〕
〔〔営業日時〕〕

- 2 氏名、生年月日、退職時の所属府省名、退職時の官職名、退職時の所属部署名及び退職時の役職名又は階級名を自署の上、本証を本人であることが確認できる証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)と一緒に、支援開始希望日から提出期限までの間に【支援会社名】の支援拠点に提出してください。
ただし、やむを得ない事情により提出期限までに提出することが困難な場合は、提出期限を再設定できますので、内閣府官民人材交流センターまで申し出てください。

- 3 本証記載の提出期限までに本証を【支援会社名】の支援拠点に提出しない場合は、利用承認の取消しを行うこととなりますのでご注意ください。

再就職支援サービス利用承認証

以下の者は、令和7年度再就職支援サービスの利用対象者であることを認めます。

内閣府官民人材交流センター審議官

氏名： _____ 生年月日：昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

所属府省名： _____

所属部署名 (例：〇〇局〇〇課)： _____

役職名又は階級名 (〇〇専門官、〇〇係長等)： _____

官名 (〇〇事務官、〇〇技官等)： _____

(※本府省課長補佐相当職未満)

※本府省課長補佐相当職未満 (職員の退職管理に関する政令第7条又は自衛隊法施行令第87条の7に規定する官職) の場合は、にチェックを入れてください。

整理番号	
発行日	
支援開始希望日	
提出期限	
支援コース	
支援拠点	

※ 裏面に注意事項の記載がありますので、必ずお読みください。

<支援会社記入欄>

受付日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
拠点名	
受付者氏名	

<注意事項>

- 1 本証を受け取ったら、速やかに、必ず【支援会社名】の次の窓口に連絡し、利用開始手続の日程を調整してください。
〔連絡先 TEL〕〔電話番号〕
〔〔営業日時〕〕

- 2 氏名、生年月日、所属府省名、官職名、所属部署名及び役職名又は階級名を自署の上、本証を本人であることが確認できる証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）と一緒に、支援開始希望日から提出期限までの間に【支援会社名】の支援拠点に提出してください。
ただし、やむを得ない事情により提出期限までに提出することが困難な場合は、提出期限を再設定できますので、内閣府官民人材交流センターまで申し出てください。

- 3 本証記載の提出期限までに本証を【支援会社名】の支援拠点に提出しない場合は、利用承認の取消しを行うこととなりますのでご注意ください。

再就職支援サービス利用承認証

以下の者は、令和7年度再就職支援サービスの利用対象者であることを認めます。

内閣府官民人材交流センター審議官

氏名： _____ 生年月日：昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

出向先の機関名： _____

〃 所属部署名： _____

〃 役職名： _____

出向元の府省名： _____

整理番号	
発行日	
支援開始希望日	
提出期限	
支援コース	
支援拠点	

※ 裏面に注意事項等の記載がありますので、必ずお読みください。

<支援会社記入欄>

受付日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
拠点名	
受付者氏名	

<注意事項>

- 1 本証を受け取ったら、速やかに、必ず【支援会社名】の次の窓口に連絡し、利用開始の日程を調整してください。
〔連絡先 TEL〕〔電話番号〕
〔営業日時〕
- 2 氏名、生年月日、出向先の機関名、出向先の所属部署名、出向先の役職名及び出向元の府省名を自署の上、本証を本人であることが確認できる証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）と一緒に、支援開始希望日から提出期限までの間に【支援会社名】の支援拠点に提出してください。
ただし、やむを得ない事情により提出期限までに提出することが困難な場合は、提出期限を再設定できますので、内閣府官民人材交流センターまで申し出てください。
- 3 本証記載の提出期限までに本証を【支援会社名】の支援拠点に提出しない場合は、利用承認の取消しを行うこととなりますのでご注意ください。

<支援内容の制限及び解除>

- 1 出向期間中は、具体的な企業等への求人紹介、応募支援に関するサービスの提供を受けることはできません。
- 2 出向が終了し、府省又は隊員に復帰した場合、その旨を支援会社に申し出ることにより、本制限は解除されることとなります。

様式 4 (利用承認証提出期限再設定の申出書)

令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター審議官 宛て

(氏名)

令和 7 年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領
(令和 7 年 3 月 24 日内閣府官民人材交流副センター長決定) に基づき、利用承認証の提出期限の再設定について、下記のとおり申し出ます。

記

1 利用承認証の情報

整理番号	
発行日	
支援開始希望日	
提出期限	
支援コース	
支援拠点	

2 利用承認証の提出が困難な期間：

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

3 利用承認証の提出期限の再設定を求める理由：

(記入上の注意)

- 「利用承認証の情報」欄には、官民人材交流センターから発行された利用承認証に記載の内容を転記してください。
- 「利用承認証の提出が困難な期間」欄については、はじめの日は当初希望していた支援開始希望日を、終わりの日は応募認定退職後 2 か月以内の日を記載してください。
- 利用承認証の提出期限の再設定を求める理由については、詳細に記入願います。

様式5-1 (利用承認証提出期限再設定の申出に対する結果通知：再設定を認める場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援対象者】 殿

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

利用承認証提出期限の再設定について (通知)

令和 年 月 日付けで申出のあった利用承認証提出期限の再設定については、承認したので通知します。

なお、利用承認証提出期限の再設定に伴い、提出期限を下記のとおり変更します。

記

1 利用承認証整理番号	
2 利用承認証提出期限	再設定前：令和 年 月 日 再設定後：令和 年 月 日
3 支援コース	1年コース・6か月コース・3か月コース
4 支援拠点	

【留意事項】

- ※ 再就職支援制度は、応募認定退職後2か月以内に支援を開始する必要があるため、利用承認証の提出が困難な期間以降の2か月の期限となる日までの日で再設定しています。
- ※ 提出期限は上記のとおり再設定していますが、本通知到着後、速やかに手続きを行ってください。手続きの際には、再就職支援会社には当初発行した再就職支援サービス利用承認証を提出してください。

様式5-2 (利用承認証提出期限再設定の申出に対する結果通知:再設定を認めない場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援対象者】 殿

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

利用承認証提出期限の再設定について (通知)

令和 年 月 日付で申出のあった利用承認証提出期限の再設定については、次の理由により承認できませんので通知します。

[承認できない理由]

様式5-3 (利用承認証提出期限再設定の申出に対する結果通知：支援会社への通知)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援会社名】 御中

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

利用承認証提出期限の再設定について (通知)

令和7年度再就職支援業務の委託契約に基づき、申出のあった支援対象者への利用承認証提出期限を下記のとおり、再設定することとしましたので、通知します。

記

1 利用承認証整理番号	
2 支援コース	1年コース・6か月コース・3か月コース
3 希望する支援拠点	
4 利用承認証提出期限	再設定前：令和 年 月 日 再設定後：令和 年 月 日

様式6-1 (再就職支援の取消し通知：所属府省への通知)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【所属府省人事担当課長】 殿

内閣府官民人材交流センター総務課長
(公 印 省 略)

再就職支援の取消しについて (通知)

令和7年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領 (令和7年3月24日内閣府官民人材交流副センター長決定) に基づき、令和〇年〇月〇日付け【文書番号】にて再就職支援の依頼のあった下記の支援対象者に対する利用承認の取消しを行うこととしましたので、通知します。

記

1 氏名	
2 生年月日	
3 官職 (役職・階級)	
4 再就職支援の取消しを行う理由	

様式6-2（再就職支援の取消し通知：支援対象者への通知）

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援対象者】 殿

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

再就職支援の取消しについて（通知）

令和7年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領（令和7年3月24日内閣府官民人材交流副センター長決定）に基づき、貴殿に対する利用承認の取消しを行うこととしましたので、通知します。

〔再就職支援の取消しを行う理由〕

様式6-3 (再就職支援の取消し通知：支援会社への通知)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援会社名】 御中

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

再就職支援の取消しについて (通知)

令和7年度再就職支援業務の委託契約に基づき、下記の支援対象者に対する利用承認の取消しを行うこととしましたので、通知します。

記

1 利用承認証整理番号	
2 支援コース	1年コース・6か月コース・3か月コース
3 支援開始希望日	
4 希望する支援拠点	
5 利用承認証提出期限	
6 再就職支援の取消しを行う理由	

官職の異動通知書

令和 年 月 日

【支援会社名】 御中

(氏名)

令和7年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領（令和7年3月24日内閣府官民人材交流副センター長決定）に基づき、下記のとおり官職の異動があったことを通知します。

記

1 氏名	
2 【異動前】 所属府省名 所属部署名 役職名又は階級名	
3 【異動後】 所属府省名 所属部署名 役職名又は階級名	
4 異動日	

（記入上の注意）

- 異動後の「役職名又は階級名」欄には、本府省課長補佐相当職未満（職員の退職管理に関する政令第7条又は自衛隊法施行令第87条の7に規定する官職）の場合は、「（課長補佐未満）」と付記してください。
- 「異動日」欄には、人事異動通知書の発令日を記入してください。

様式 8（認定予定出向者の職員等への復帰通知）

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター総務課長 宛て

【所属府省人事担当課長】
(公印省略)

支援対象者（認定予定出向者）の職員への復帰について（通知）

令和 7 年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領（令和 7 年 3 月 24 日内閣府官民人材交流副センター長決定）に基づき、下記の支援対象者（認定予定出向者）を当省の職員に採用したことを通知します。

記

- 1 氏 名 : _____
- 2 出向中の役職 : _____
- 3 復帰後の官職 : _____
(役職・階級)
- 4 採用日 : _____

(記入上の注意)

- 1 「出向中の役職」欄には、出向先の名称・所属部署名・職名を記入してください。
- 2 「復帰後の官職（役職・階級）」欄には、所属府省名・所属部署名・職名を記入してください。また、自衛官については、階級も併せて記入してください。本府省課長補佐相当職未満（職員の退職管理に関する政令第 7 条又は自衛隊法施行令第 87 条の 7 に規定する官職）の場合は、「(課長補佐未満)」と付記してください。

職員への復帰申出書

令和 年 月 日

【支援会社名】 御中

(氏名)

令和7年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領（令和7年3月24日内閣府官民人材交流副センター長決定）に基づき、下記のとおり出向元の府省の職員に復帰したことを申し出ます。

記

1 氏名	
2 【出向中】 出向先の機関名 出向先の所属部署名 出向先の役職名 出向元の府省名	
3 【復帰後】 所属府省名 所属部署名 役職名又は階級名	
4 復帰日	

（記入上の注意）

- 1 復帰後の「役職名又は階級名」欄には、本府省課長補佐相当職未満（職員の退職管理に関する政令第7条又は自衛隊法施行令第87条の7に規定する官職）の場合は、「（課長補佐未満）」と付記してください。
- 2 「復帰日」欄には、出向元の府省の職員として採用された日を記入してください。

利害関係企業等該当性の確認結果

令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター総務課長 宛て

【支援会社名】

令和 7 年度再就職支援業務の委託契約に基づき、下記の支援対象者に紹介する予定の企業等が、国家公務員法第 106 条の 3 第 1 項又は自衛隊法第 65 条の 3 第 1 項に規定する利害関係企業等に該当するかどうかの確認結果を報告します。

記

1 氏名	
2 所属府省名 所属部署名 役職名又は階級名	
3 企業等の名称 (所在地も併せて記入 してください。)	
4 確認結果	<input type="checkbox"/> 利害関係企業等に該当する <input type="checkbox"/> 利害関係企業等に該当しない <input type="checkbox"/> 利害関係企業等に該当するか否かの判断がつかない [理由] ※確認結果に至った理由を記載

(記入上の注意)

該当する□にチェックを入れてください。

様式 11（センターから所属府省への利害関係企業等該当性の確認依頼）

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【所属府省人事担当課長】 殿

内閣府官民人材交流センター総務課長
（ 公 印 省 略 ）

利害関係企業等該当性の確認について（依頼）

令和7年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領（令和7年3月24日内閣府官民人材交流副センター長決定）に基づき、別紙の【 件】について、国家公務員法第106条の3第1項又は自衛隊法第65条の3第1項に規定する利害関係企業等に該当するかどうかの確認を依頼します。

（添付書類）

利害関係企業等該当性の確認票（ 件）

利害関係企業等該当性の確認票

氏名		
官職(役職・階級)(※1)		
営利企業等名(※2) (所在地)		
職員が職務として携わる①～⑦の事務の相手方となる営利企業等に該当するかどうか(※3) (職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第4条 又は自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第87条の5参照)		
① 許認可等を受けて事業を行っている、又は許認可等を申請(しよう)している営利企業等	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
② 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請(しよう)している営利企業等	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
③ 検査等(立入検査、監査又は監察)を受けている、又は受けようとしている営利企業等	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
④ 不利益処分をしようとする場合に名宛人となるべき営利企業等	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
⑤ 行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
⑥ 契約(電気・ガス・水道等を除く。総額200万円以上)を締結している、又は契約の申込みを(しよう)している営利企業等	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
⑦ 犯罪の捜査又は公訴の提起を受けている、又は刑の執行を受ける営利企業等(※4)	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 非該当
確認結果(※5)	<input type="checkbox"/> 利害関係企業等に該当する <input type="checkbox"/> 利害関係企業等に該当しない	
確認日		
確認者		

(記入上の注意)

※1 自衛官については、階級も併せて記入してください。

※2 確認対象の企業等が複数ある場合は、それぞれ個別に確認票を作成してください。

※3 営利企業等に関する該当・非該当の別については、該当する箇所にし印を付けてください。

※4 ⑦は、職員が検察官、検察事務官又は司法警察職員である場合のみ確認の対象となります。

※5 「確認結果」欄においては、利害関係企業等に該当するかどうか該当する箇所にし印を付けてください。

様式 13（所属府省からセンターへの利害関係企業等該当性の確認結果の回答）

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター総務課長 宛て

【所属府省人事担当課長】
(公印省略)

利害関係企業等該当性の確認結果について (回答)

令和 年 月 日付け【文書番号】で依頼のあった別紙【 件】について、国家公務員法第 106 条の 3 第 1 項又は自衛隊法第 65 条の 3 第 1 項に規定する利害関係企業等に該当するか確認結果を回答します。

(添付書類)

利害関係企業等該当性の確認票 (件)

様式 14 (センターから支援会社への利害関係企業等該当性の確認結果の回答)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援会社名】 御中

内閣府官民人材交流センター総務課長
(公 印 省 略)

利害関係企業等該当性の確認結果について (回答)

令和 年 月 日付けで依頼のあった下記の支援対象者に紹介する予定の企業等が、国家公務員法第 106 条の 3 第 1 項又は自衛隊法第 65 条の 3 第 1 項に規定する利害関係企業等に該当するか確認結果を回答します。

記

- 1 氏 名 :
2 所属府省名 :
所属部署名 :
役職名又は階級名 :
3 企業等の名称 :
4 利害関係企業等該当性 : 該当する 該当しない

(記入上の注意)

該当する口にチェックを入れてください。

様式 15-1 (支援対象者の応募認定退職の状況通知：応募認定退職をした場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター総務課長 宛て

【所属府省人事担当課長】
(公印省略)

支援対象者の応募認定退職の状況について (通知)

令和7年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領 (令和7年3月24日内閣府官民人材交流副センター長決定) に基づき、下記の支援対象者が退職すべき期日に応募認定退職をしたことを通知します。

記

- 1 氏 名 :
- 2 応募認定退職時年齢 :
- 3 応募認定退職時官職 :
(役職・階級)
- 4 応募認定退職日 :

(記入上の注意)

「応募認定退職時官職 (役職・階級)」欄には、所属府省名・所属部署名・職名を記入してください。また、自衛官については、階級も併せて記入してください。本府省企画官相当職以上 (職員の退職管理に関する政令第27条又は自衛隊法施行令第87条の24に規定する官職) の場合は「(企画官以上)」、本府省企画官相当職未満の場合は「(企画官未満)」と付記してください。

様式 15-2 (支援対象者の応募認定退職の状況通知：応募認定退職をしなかった場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター総務課長 宛て

【所属府省人事担当課長】
(公印省略)

支援対象者の応募認定退職の状況について (通知)

令和7年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領 (令和7年3月24日内閣府官民人材交流副センター長決定) に基づき、下記の支援対象者が退職すべき期日に応募認定退職をしなかったことを通知します。

記

- 1 氏 名 :
- 2 官職 (役職・階級) :
- 3 応募認定退職をしなかった理由 :

(記入上の注意)

- 1 「官職 (役職・階級)」欄には、所属府省名・所属部署名・職名又は出向先の名称・所属部署名・職名を記入してください。また、自衛官については、階級も併せて記入してください。本府省企画官相当職以上 (職員の退職管理に関する政令第27条又は自衛隊法施行令第87条の24に規定する官職) の場合は「(企画官以上)」、本府省企画官相当職未満の場合は「(企画官未満)」と付記してください。
- 2 応募認定退職をしなかった理由については、詳細に記入願います。

様式 15-3 (支援対象者の応募認定退職の状況通知：応募認定退職をすることができなくなった場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター総務課長 宛て

【所属府省人事担当課長】
(公印省略)

支援対象者の応募認定退職の状況について (通知)

令和7年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領 (令和7年3月24日内閣府官民人材交流副センター長決定) に基づき、下記の支援対象者が退職すべき期日に応募認定退職をすることができなくなったことを通知します。

記

- 1 氏 名 :
- 2 官職 (役職・階級) :
- 3 応募認定退職をすることができなくなった理由 :

(記入上の注意)

- 1 「官職 (役職・階級)」欄には、所属府省名・所属部署名・職名又は出向先の名称・所属部署名・職名を記入してください。また、自衛官については、階級も併せて記入してください。本府省企画官相当職以上 (職員の退職管理に関する政令第27条又は自衛隊法施行令第87条の24に規定する官職) の場合は「(企画官以上)」、本府省企画官相当職未満の場合は「(企画官未満)」と付記してください。
- 2 応募認定退職をすることができなくなった理由については、詳細に記入願います。
- 3 支援対象者が応募認定退職をすべき期日以前に死亡したことにより応募認定退職をすることができなくなった場合には、その旨を記入してください。

様式 16 (支援期間の変更の申出書)

令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター審議官 宛て

(氏名)

令和7年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領
(令和7年3月24日内閣府官民人材交流副センター長決定)に基づき、支援期間の変更について、次のとおり申し出ます。

1 氏名	
2 変更前支援コース 支援開始日	1年コース・6か月コース・3か月コース 支援開始日：令和 年 月 日
3 変更後支援コース	6か月コース・3か月コース
4 支援期間変更の理由	

(記入上の注意)

- 1 「変更前支援コース」、「変更後支援コース」欄には、それぞれ変更前、変更後の支援コースを選択してください。
- 2 支援期間変更の理由については、詳細に記入願います。

様式 17-1 (支援期間の変更の申出に対する結果通知：変更を認める場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援対象者】 殿

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

支援期間の変更について (通知)

令和 年 月 日付けで申出のあった支援期間の変更については、承認したので通知します。

なお、支援期間の変更に伴い、支援期間の末日は下記のとおり変更となります。

記

1 変更前支援コース 支援期間の末日	1年コース・6か月コース・3か月コース 令和 年 月 日
2 変更後支援コース 支援期間の末日	6か月コース・3か月コース 令和 年 月 日

様式 17-2 (支援期間の変更の申出に対する結果通知：変更を認めない場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援対象者】 殿

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

支援期間の変更について (通知)

令和 年 月 日付けで申出のあった支援期間の変更については、次の理由により承認
できませんので通知します。

[承認できない理由]

様式 17-3 (支援期間の変更の申出に対する結果通知：支援会社への通知)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援会社名】 御中

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

支援期間の変更について (通知)

令和7年度再就職支援業務の委託契約に基づき、下記の支援対象者の支援期間を変更することにしましたので、通知します。

記

1 氏 名	
2 変更前支援コース 支援期間の末日	1年コース・6か月コース・3か月コース 支援期間の末日：令和 年 月 日
3 変更後支援コース 支援期間の末日	6か月コース・3か月コース 支援期間の末日：令和 年 月 日

様式 18 (再就職支援の一時中断の申出書)

令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター審議官 宛て

(氏名)

令和7年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領(令和7年3月24日内閣府官民人材交流副センター長決定)に基づき、再就職支援の一時中断について、次のとおり申し出ます。

1 氏名	
2 支援コース	1年コース・6か月コース・3か月コース
3 一時中断期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4 再就職支援の一時中断を求める理由	

(記入上の注意)

- 1 「支援コース」欄には、1年コース、6か月コース、3か月コースの別を選択してください。
- 2 一時中断を求める理由については、詳細に記入願います。

(留意事項)

再就職支援を一時中断しても、支援期間の末日が令和9年3月31日を超えることはできません。

様式 19-1 (再就職支援の一時中断の申出に対する結果通知：中断を認める場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援対象者】 殿

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

再就職支援の一時中断について (通知)

令和 年 月 日付けで申出のあった再就職支援の一時中断については、承認したので通知します。

なお、再就職支援の一時中断に伴い、支援期間の末日は下記のとおり変更となります。

記

1 支援コース	1年コース・6か月コース・3か月コース
2 一時中断期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
3 支援期間の末日	中断前：令和 年 月 日 中断後：令和 年 月 日

様式 19-2 (再就職支援の一時中断の申出に対する結果通知：中断を認めない場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援対象者】 殿

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

再就職支援の一時中断について (通知)

令和 年 月 日付けで申出のあった再就職支援の一時中断については、次の理由により承認できませんので通知します。

[承認できない理由]

様式 19-3 (再就職支援の一時中断の申出に対する結果通知：支援会社への通知)

【 文 書 番 号 】

令和 年 月 日

【支援会社名】 御中

内閣府官民人材交流センター審議官

(公 印 省 略)

再就職支援の一時中断について (通知)

令和7年度再就職支援業務の委託契約に基づき、下記の支援対象者への再就職支援の提供を一時中断することとしましたので、通知します。

なお、再就職支援の一時中断に伴い、支援期間の末日は下記のとおり変更となります。

記

1 氏 名	
2 支援コース	1年コース・6か月コース・3か月コース
3 一時中断期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
4 支援期間の末日	中断前：令和 年 月 日 中断後：令和 年 月 日

様式 20-1 (再就職支援の終了通知：支援対象者への通知)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援対象者】 殿

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

再就職支援の終了について (通知)

令和7年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領 (令和7年3月24日内閣府官民人材交流副センター長決定) に基づき、貴殿への再就職支援の提供を終了することとしましたので、通知します。

〔再就職支援を終了する理由〕

様式 20-2 (再就職支援の終了通知：支援会社への通知)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援会社名】 御中

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

再就職支援の終了について (通知)

令和7年度再就職支援業務の委託契約に基づき、下記の支援対象者への再就職支援の提供を終了することとしましたので、通知します。

記

- 1 氏 名 : _____
- 2 官職 (役職・階級) : _____

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援対象者】 殿

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

再就職支援に係る費用の償還について (通知)

貴殿は退職すべき期日に応募認定退職をしなかったため、民間の再就職支援会社による再就職支援を受けるに当たり国費により支弁された費用に相当する金額を下記により償還してください。

記

- 1 償還金額 :
- 2 償還方法 :
 - ① 同封の寄附申立書を内閣府へ提出する。
(送付先は内閣府官民人材交流センター総務課)
 - ② 内閣府は、金銭の寄附の申立てに対する受諾通知とともに、納入告知書を交付する。
 - ③ 納入告知書により納付期限までに納付する。

様式 21-2 (費用の償還通知：所属府省への通知)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【所属府省人事担当課長】 殿

内閣府官民人材交流センター総務課長
(公 印 省 略)

応募認定退職をしなかった支援対象者に対する費用の償還について (通知)

令和〇年〇月〇日付け【文書番号】にて通知のあった下記の支援対象者に対し、令和7年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領(令和7年3月24日内閣府官民人材交流副センター長決定)に基づき、支援を終了し、「費用の償還通知」を交付しましたので、通知します。

記

- 1 氏 名 :
- 2 官職 (役職・階級) :
- 3 「費用の償還通知」を交付した日 :

(添付書類)

費用の償還通知 (写)

寄 附 申 立 書

令和 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

.....
(官職／役職／階級)

.....
(氏名)

退職すべき期日に応募認定退職をしなかったため、国費により支弁された私の再就職支援に係る費用に相当する下記金額を国庫へ寄附いたします。

記

計 円

(記入上の注意)

「官職／役職／階級」欄には、所属府省名・所属部署名・職名又は出向先の名称・所属部署名・職名を記入してください。また、自衛官については、階級も併せて記入してください。

様式 23（寄附の申立ての受諾通知）

【 文 書 番 号 】

令和 年 月 日

【支援対象者】 殿

内 閣 総 理 大 臣

（ 公 印 省 略 ）

金銭の寄附の申立てに対する受諾について（通知）

令和 年 月 日付けをもって申立てのあった金銭の寄附については、これを受諾いたします。

再就職支援に係る費用の償還の免除申出書

令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター審議官 宛て

.....(申出者氏名).....

令和 7 年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領（令和 7 年 3 月 24 日内閣府官民人材交流副センター長決定）に基づき、再就職支援に要した費用に相当する金員について、次のとおり償還の免除を受けたいので申し出ます。

1 氏 名	
2 官職（役職・階級）	
3 支援コース	1 年コース・6 か月コース・3 か月コース
4 償還の免除を求め る額	円
5 費用の償還の免除 を求める理由	

（記入上の注意）

- 1 「(申出者氏名)」欄には、所属府省から申出を行う場合、支援対象者の氏名ではなく、府省名等を記入してください。
- 2 「官職（役職・階級）」欄には、所属府省名・所属部署名・職名又は出向先の名称・所属部署名・職名を記入してください。また、自衛官については、階級も併せて記入してください。
- 3 「支援コース」欄には、1 年コース、6 か月コース、3 か月コースの別を選択してください。
- 4 費用の償還の免除を求める理由については、詳細に記入願います。

様式 25-1 (免除の申出に対する結果通知：免除を認める場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【申出者（支援対象者又はその所属府省）】 宛て

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

再就職支援に係る費用の償還の免除について (通知)

令和 年 月 日付けで申出のあった再就職支援に係る費用の償還の免除については、
次のとおり承認したので通知します。

償還免除額 円

〔注意事項〕

償還免除の理由に偽り、変更等があった場合は、免除が取り消されることがあります。

様式 25-2 (免除の申出に対する結果通知：免除を認めない場合)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【申出者（支援対象者又はその所属府省）】 宛て

内閣府官民人材交流センター審議官
(公 印 省 略)

再就職支援に係る費用の償還の免除について（通知）

令和 年 月 日付けで申出のあった再就職支援に係る費用の償還の免除については、
次の理由により承認できませんので通知します。

[承認できない理由]

様式 26（センターから所属府省への自主規制企業等該当性の確認依頼）

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【所属府省人事担当課長】 殿

内閣府官民人材交流センター総務課長
（ 公 印 省 略 ）

自主規制企業等該当性の確認について（依頼）

令和7年度における民間の再就職支援会社を活用した再就職支援の実施要領（令和7年3月24日内閣府官民人材交流副センター長決定）に基づき、下記の企業等が、貴府省における自主規制企業等に該当するか確認を依頼します。

記

企業等の名称 :

様式 27 (所属府省からセンターへの自主規制企業等該当性の確認結果通知)

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

内閣府官民人材交流センター総務課長 宛て

【所属府省人事担当課長】
(公印省略)

自主規制企業等該当性の確認結果について (回答)

令和 年 月 日付け【文書番号】で依頼のあった下記の企業等が、自主規制企業等に該当するか確認の結果を回答します。

記

- 1 企業等の名称 :
- 2 自主規制企業等該当性: 該当する 該当しない

(記入上の注意)

該当する口にチェックを入れてください。

様式 28（センターから支援会社への自主規制企業等該当性の確認結果の連絡）

【 文 書 番 号 】
令和 年 月 日

【支援会社名】 御中

内閣府官民人材交流センター総務課長
（ 公 印 省 略 ）

自主規制企業等該当性の確認結果について（連絡）

令和 年 月 日付で提出のあった下記の企業等について、自主規制企業等に該当するか確認を行ったところ、以下のとおり（該当する・該当しない）ことを確認しましたので連絡します。

記

企業等の名称：